

令和 6 年 6 月から 入院時の食費が変わりました

診療報酬改定により、令和 6 年 6 月 1 日から入院時の食費（入院時食事療養費）が以下のとおり引き上げられました。

【変更点】食事療養費標準負担額

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより入院時の食費 1 食につき、30 円引き上げとなりました。また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1 食につき 10 円～20 円引き上げの内容となっています。

区分		1 食あたりの負担額	
		令和 6 年 5 月 31 日以前	令和 6 年 6 月 1 日以降
一般		460 円	490 円
住民税 非課税世帯	区分オ・低所得者Ⅱ	210 円 (91 日目以降 160 円)	230 円 (91 日目以降 180 円)
	低所得者Ⅰ	100 円	110 円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		260 円	280 円

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

医療法人寺沢病院